

(審査案件：諮問第 12 号)

答 申

第 1 審査会の結論

石垣市長が行った平成 29 年 1 月 27 日付け公文書部分公開決定及び公文書不存在決定は、妥当であった。

第 2 審査請求の経緯

- 1 平成 29 年（2017 年）1 月 13 日、審査請求人は、石垣市情報公開条例（平成 13 年石垣市条例第 23 号。以下「条例」という。）に基づき、「2016 年 11 月 25 日～2017 年 1 月 13 日までの間で、防衛省、沖縄防衛局、自衛隊沖縄地方協力本部及び政府関係者との石垣島への陸自配備について、市長、副市長、関係部局との面談、協議、連絡などの記録、資料すべて（本省や外部も含む）」についての公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 2 平成 29 年（2017 年）1 月 27 日、石垣市長（以下「実施機関」という。）は本件請求に対し公文書部分公開決定（石企企第 2212 号）及び公文書不存在決定（石企企第 2212-1 号、石総総第 231 号）を行い、審査請求人に通知した。
- 3 平成 29 年（2017 年）2 月 3 日、審査請求人は、本件決定に対し、審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が「審査請求書」及び「決定理由説明書に対する意見書」で行った主張はおおむね次のとおりである。

1 審査請求書における主張

石企企第 2212 号（平成 29 年 1 月 27 日付）公文書部分公開決定を通知されたが、部分公開されたのは、市長の平成 28 年 11 月 30 日の面談記録のみである。ところが、市長は、平成 28 年 12 月 21 日、菅官房長官、若宮防衛副大臣と面談したことを明らかにしており、この部分公開は、不十分である。

石企企第 2212-1 号及び石総総第 231 号（いずれも平成 29 年 1 月 27 日付）公文書不存在決定の通知を受けたが、平成 28 年 12 月 26 日の夕刻 4 時には、防衛省関係者との面談が予定されており、その連絡等の記録が不存在というのは、行政のあり方として納得できるもの

ではない。

2 決定理由説明書に対する意見書における主張

- (1) 平成 29 年 5 月 25 日付け石企企第 2036 号決定理由説明書において、平成 28 年 12 月 21 日に東京にて菅官房長官及び若宮防衛副大臣と面談した際の記録、内容については、公務ではなく政務活動であるため、当機関で保管している日誌等には記録がないため、不存在としたとあるが、次の 2 点の理由により明らかに市長としての公務である。
①当日市長は、公務出張中であり、その記録や支出については公文書として存在していること、②市長は本年 1 月 31 日、「石垣島に軍事基地をつくらせない市民連絡会」のメンバーとの面談の場で、昨年 12 月 21 日菅官房長官、若宮防衛副大臣と会い、近く配備に向けた手続の了承を発表すると伝えるとともに、地元の要望や疑問などについて調整していくことを確認し、「手続の了承はすべて OK ではないということ伝え、先方も了承した」と強調した（八重山毎日新聞 2017 年 2 月 1 日付）とあり、面会の内容は市長としての公務である。
- (2) 昨年 12 月 26 日夕刻の防衛省関係者と市長との面談については市長公務日程の調整がつかずに面談は行われていないため、日誌等への記録はないため不存在としたとあるが、当日の市長の日程として公表されており、市長の「手続開始の了承」の記者会見を受け抗議する市民が市長に面会を求めて庁議室で待機をしていた。約束の時間に来庁した防衛省関係者に急遽変更を伝えたものであり、来庁したことは事実である。その場で、マスコミ関係者に夕刻合同庁舎前で記者会見をすると伝えている。八重山毎日新聞 12 月 27 日報道によると、26 日夕刻防衛省沖縄防衛局局長が、自衛隊沖縄地方協力本部石垣出張所が入居する地方合同庁舎前でコメントを発している。面談の記録はないとしても、予定の時間に防衛省関係者が来庁しており、本来、記録すべき事項に当たり、不存在というのは理由にならない。
- (3) 本件事案については、公務出張中の日程であること、内容も市政にかかわることから本来なら公務とされるべきであることは、前述したとおりである。では、この判断基準はどうなっているのか。公務出張中のわずかな時間を縫っての行動にもかかわらず、政務と言って公開されるものではないと主張するならこの判断はあまりにも恣意的であると言わざるを得ない。これまでの公文書公開でも市長の恣意的判断で本来公務として記録されるべきものが政務として扱われたのではないかとの疑念を持つものである。市長の公務、政務の判断基準を明らかにされることを求める。

3 意見陳述における主張

- (1) 市長の公務と政務の取扱いの判断基準がどこにあるのか疑問である。公務は、条例の公開対象だが、政務は、条例の公開対象外となれば、恣意的な判断で情報が公開されないおそれがあるのではないか。
- (2) 昨年 12 月 26 日の市長と防衛省関係者との面会要請についても、日程がキャンセルになったからといって公文書が存在しないはずはない。

第4 実施機関の主張の要旨

1 決定理由説明書における主張

実施機関が「決定理由説明書」及び意見陳述で行った主な主張は、次のとおりである。

市長、副市長と防衛省、自衛隊関係者との面談記録（日誌の写し）の公開については、条例第7条第2号に規定する個人に関する情報（氏名等）が含まれるため、部分開示とした。また、平成28年12月21日に東京にて菅官房長官及び若宮防衛副大臣と面談した際の記録、内容については、公務ではなく政務活動であるため、当機関で保管している日誌等には記録がないため不存在とした。

平成28年12月26日夕刻の防衛省関係者と市長の面談については、市長公務日程の調整がつかず、面談は行われていないため、日誌等への記録はないことから不存在とした。

2 意見陳述における主張

第3の3の(1)について、市長の公務、政務の取扱いについて、判断基準を定めた規程等は現時点では存在しない。沖縄県内他市においても判断基準を定めた規程等はなく、その判断は、個別に判断されるものである。第3の3の(2)については、正式に文書により日程調整されたものではなく、口答で市長の日程の都合が合えば、面談したい程度の調整であったため、日誌等への記録はしていない。また、通常、公文書として残すべき日誌は、調整過程までの記録はしておらず、結果のみを記録している。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例は、市の保有する公文書の公開を請求する権利を明らかにすることにより、市政に関する情報の積極的な公開を図り、もって市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市政に対する市民の理解と信頼を深め、地方自治の本旨に即した公正で民主的な市民参加による開かれた市政を一層推進することを目的に制定されたものである。

条例の目的を実現するために、実施機関が保有する情報は、条例第7条の規定により非公開情報とされる場合を除き公開しなければならず、条例の解釈・運用にあたっては、この理念が十分に尊重されなければならない。

本審査会は、この基本的な考え方に沿って、以下のとおり判断するものである。

なお、本審査会は、あくまでも文書の存在の有無や適正な公開の有無等について、審査するものであって、公務、政務についての判断基準を示す権限はない。

2 判断の理由

本審査会は、実施機関が本件決定を行ったことについて、審査請求人及び実施機関に対し、提出文書及び口答意見陳述等により事実確認を行い、審議した結果、以下のとおり判断するものとする。

実施機関は、本件請求文書について、公文書不存在決定をした。それに対し、審査請求人は、市長が平成 28 年 12 月 21 日の公務出張中に、菅官房長官、若宮防衛副大臣と面談していた事実があるにもかかわらず、日誌等にその記録が存在しないことは納得できないとしている。これについて、実施機関より、同年 12 月 21 日の日誌の提出を求め、その内容を確認したところ、審査請求人の主張する面談等の記録は確認されなかった。このことについて、実施機関へ確認を行ったところ、市長が公務の合間を縫った政務活動であるため、公務日誌へは、記載がされていないことを確認した。ここで、公務と政務の判断基準が焦点になるところであるが、その判断基準については、沖縄県内の各市においても基準を定めておらず、個別案件によってその判断がなされているところが実状のようである。公務、政務の判断基準については、本審査会においては、その基準を示す権限はないことから、具体的な判断は差し控えることとする。しかしながら、条例の趣旨からして、公務、政務の判断が恣意的に行われては、市政に対する市民の理解と信頼を損ね、開かれた市政運営を推進することはできない。

よって、審査会としては、公務、政務の判断にあたっては、市民から疑念を抱かれないよう慎重にその判断をすることを求める。

また、審査請求人が主張する平成 28 年 12 月 26 日の市長と防衛省関係者との面談予定の記録について、実施機関へ当日の日誌記録を求め、確認を行ったところ、面談に係る記録は確認できなかった。このことについて、実施機関へ確認をしたところ、当時、防衛省側から口答で調整があり、市長の日程の都合が合えば、面談したいとの調整があった事実を確認した。しかし、その調整については、市長の日程との都合が合わず、実際には面談は行われていない。結果として、記録は存在しないということを確認した。

なお、部分公開とした点について、インカメラ審査を行い、実施機関が部分公開した部分以外の内容を確認したところ、当該部分については、個人の氏名等、条例第 7 条第 2 号に該当する部分であること、また、本件請求内容以外の部分であることを確認した。

よって、実施機関が行った公文書部分公開決定及び公文書不存在決定は妥当である。

3 結論

以上のことから、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査経過

平成29年（2017年）	5月23日	実施機関から諮問書を受領
	5月25日	実施機関から「決定理由説明書」を受領
	6月 5日	審査請求人から「決定理由説明書に対する意見書」 を受領
	6月 9日	審議（第1回） （実施機関から意見聴取）
	7月 3日	審査請求人から「決定理由説明書に対する意見書」 を受領
	7月14日	審議（第2回） （審査請求人及び実施機関から意見聴取）
	8月 3日	審議（第3回）
	8月25日	審議（第4回）
	9月19日	答申